# 多古町地域防災計画【概要版】

令和７年２月修正

## １　地域防災計画とは

### ◆地域防災計画の目的

多古町地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせる多古町をつくることを目的として策定しており、町、国、県、消防、警察、ライフライン事業者、住民、事業所等が、それぞれの役割をもって防災対策を行うこととしています。

### ◆自助・共助・公助の重要性

大規模な災害が発生した場合、町や防災関係機関が、全ての災害対策を行うことは困難です。住民、自治会・自主防災組織・事業者等が中心となり、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ように行動することが重要です。本計画は、「自助・共助・公助」の連携を基本として推進します。

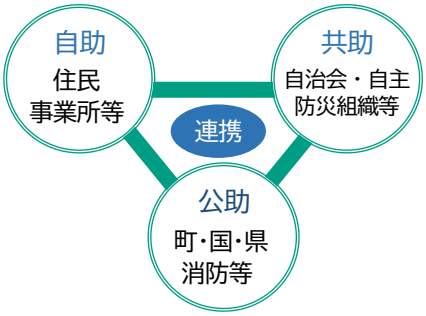


### ◆地域防災計画の構成

本計画は次の４つの編で構成し、地震、風水害、大規模事故等の災害別に、平時に行う予防計画、災害時に行う応急対策計画、復旧・復興計画を定めています。

| | |
|---|---|
| 総　則　編 | 計画の目的、方針、防災関係機関とその業務、住民等の役割、地域の特性等 |
| 震　災　編 | 地震による揺れ、液状化及び火災への対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策 |
| 風　水　害　編 | 大雨による土砂崩れや洪水による浸水、暴風や竜巻による風害等への対策 |
| 大規模事故編 | 大規模火災、林野火災、危険物の漏洩、航空機の墜落、道路での多重衝突、放射性物質等の事故等への対策 |

## ２　災害危険性

### ◆地震

千葉県北西部直下地震（モーメントマグニチュード 7.3）が発生した場合、町内の震度は最大６強となり、建物の全壊が約 210 棟、負傷者が約 110 人（うち重傷者約 10 人）、避難者が最大約 2,000 人に上ると予測しています。

### ◆洪水・土砂災害

栗山川（支川の多古橋川及び借当川含む）が想定最大規模（1,000 年に１度程度の大雨）の降雨で氾濫した場合、本川及び各支川の一部で浸水が予想されています。また、急傾斜地の崩壊のおそれがある土砂災害警戒区域が、町内 158 箇所で指定されています。

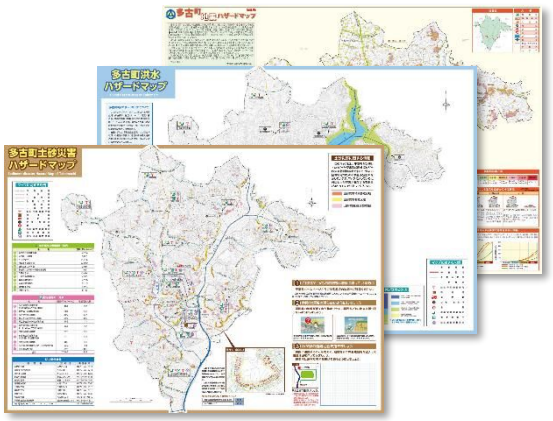


**多古町のハザードマップ**

（地震、洪水、土砂災害の危険箇所等を確認できます。）

## 3　災害予防（災害への平時の備え）

### ◆防災意識の向上・防災意識の普及

災害を正しく恐れ、防災に関する正しい知識を持ち、的確な行動がとれるよう、ハザードマップの配布、災害対策コーディネーター養成講座（右写真参照）等で防災知識の普及・啓発に努めています。

### ◆自主防災組織の育成

自治会等を単位とした自主防災組織の運営の円滑化を図るため、町では防災資機材を支給するほか、防災リーダー研修などを行っています。

### ◆食料等の備蓄

各家庭において最低３日間（推奨１週間）の飲食料や生活用品を備蓄するよう、意識の啓発やノウハウの普及を図ります。

また、町では、様々な事態に適確に対応できるよう、現物備蓄を進めているほか、多様なニーズに配慮した備蓄に努めています。

### ◆避難場所・避難所の指定

住民が災害から避難する場所、避難生活をする場所を提供するため、次のような機能別に避難場所・避難所を指定し、環境を整備しています。

| 種　類 | 機　能 | 指定状況 |
|---|---|---|
| 指定緊急避難場所 | 切迫する災害（地震、洪水、土砂災害等）から避難する施設 | 学校等（12 箇所） |
| 指定一般避難所 | 住居が被災した住民が一時滞在する施設 | 体育館（10 箇所） |
| 指定福祉避難所 | 住居が被災した要配慮者等が一時滞在する施設 | 保健福祉センター（1箇所） |
| その他の福祉避難所 | 住居が被災した要配慮者等が一時滞在する施設で、災害協定に基づき開設する | 障害者支援施設等（6箇所） |

### ◆要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある社会福祉施設等に対し、施設を利用する高齢者、障害者等が災害時に円滑に避難できるよう、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進しています。

### ◆避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成

要介護高齢者、障害者等で自ら避難することが困難な方々のため「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者と共有しています。また、要支援者ごとの避難支援の実施方法を定めた「個別避難計画」の作成を進め、避難支援体制の整備、充実を図ります。

### ◆耐震化の促進

多古町耐震改修促進計画に基づき、住宅等の耐震化率を令和８年度までに 95%とする目標を定め、耐震化を促進しています。また、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断費用や耐震改修工事費用の一部を助成しています。

### ◆防災訓練の推進

町は、発災時の応急対策にかかる災害対策本部訓練等を実施するほか、住民参加型の防災訓練を実施し（右写真参照）、防災力の向上に努めています。

# 4　災害応急対策（災害時の対応）

### ◆町の防災体制

多古町役場では、町内で震度５強以上を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や特別警報が発表されたとき等に、災害対策本部を設置して総合的な応急対策を行います。

また、大規模規な災害のため、町だけでは対応が困難な場合は、県、他市町村、自衛隊、災害協定を締結する団体（右表参照）等に災害対策の応援協力を要請します。

| 協力分野 | 主な災害協定団体 |
|---|---|
| 自治体相互応援 | 千葉県内全市町村、青森県田子町、埼玉県神川町 ほか |
| 救援物資等 | 千葉県 LP ガス協会、コメリ、コカ・コーラボトラーズジャパン、セブン-イレブンジャパン、カスミ ほか |
| 調査・輸送・燃料供給等 | 千葉県土地家屋調査士会、千葉県トラック協会香取支部、ジェイアール関東バス、JAかとり ほか |
| インフラ復旧等 | 日本水道協会千葉県支部、千葉県環境保全センター、東京電力パワーグリッド ほか |

### ◆情報伝達

災害時には、防災行政無線、多古町メール配信サービス（すぐメール）、緊急速報メール（エリアメール）、多古町ホームページ、ＳＮＳ、広報車、広報紙、報道機関等を活用して避難情報や生活支援情報等を発信します。また、町庁舎や、必要に応じて避難所等に災害相談窓口を開設し、被災者からの問い合わせ、相談に対応します。

### ◆医療救護

多数の負傷者が発生した場合等は、国保多古病院前に救護所を設置します。また、医師会等に医療救護班の編成、派遣を要請し、負傷者の応急処置等を行います。重症者等については、後方医療施設での対応を要請します。

### ◆避難情報の発令

災害から住民の命を守るため、町では防災気象情報等を活用して次の３種類の避難情報を発令します。

| 避難情報<br>(警戒レベル) | 主な発令基準 | 状況・とるべき避難行動 |
|---|---|---|
| 緊急安全確保<br>（レベル5） | ☛キキクルが「災害切迫（黒）」<br>☛河川による氾濫、土砂災害を確認 | 災害発生又は切迫！<br>☛命の危険、直ちに安全確保 |
| 避難指示<br>（レベル4） | ☛キキクルが「危険（紫）」<br>☛土砂災害警戒情報 | 災害のおそれ高い！<br>☛危険な場所から全員避難 |
| 高齢者等避難<br>（レベル3） | ☛キキクルが「警戒（赤）」<br>☛河川水位が氾濫注意水位 | 災害のおそれあり！<br>☛危険な場所から高齢者等は避難 |

### ◆避難所の開設・運営

多古町では、避難情報の発令時などに避難所を開設し、ペット同行避難者、高齢者・障害者等の要配慮者、男女のニーズの違い等に配慮して運営します。また、避難生活が長期化する場合は、避難者、自主防災組織等で避難所運営組織を設立し、避難者による自治運営を促進します

### ◆給水

断水したときは、断水地区の医療施設等の重要施設に緊急給水を行うほか、各避難所に給水拠点を設置して被災者の方々に飲料水等を提供します。

### ◆救援物資の配布

家庭や町で備蓄している飲料水、食料、生活物資等が底をつくような場合は、県や災害協定団体等から調達し、避難所等で避難者や在宅避難者等に配布します。

### ◆トイレ対策

断水や下水道が損壊して水洗トイレが使えない場合は、携帯トイレを配布するほか、避難所等に仮設トイレ等を設置します。

### ◆交通規制

町内の国道や県道などは緊急輸送道路に指定されており、これらの路線は、消防車等の緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行を制限したり、放置車両等を移動したりすることがあります。

### ◆被災建築物・被災宅地の危険度判定

地震で被災した建物は余震で倒壊するおそれがあり、また、斜面を造成した宅地等は余震や大雨で地盤が崩れるおそれがあります。

このような二次災害を防ぐため、大規模災害では建物や宅地の応急危険度判定を行い、判定結果を示すステッカー（右図参照）を建物の入口等に表示します。

### ◆罹災証明・被災証明

罹災証明は、被災者生活再建支援金等の受給、町税の減免等に必要な証書です。二次災害等の危険が解消した後、町は住家の被害状況を調査して被害程度を判定し、罹災証明書を交付します。

また、非住家（車庫、作業場、店舗、ビニールハウス等）の被害については、被災証明書を発行します。

### ◆応急住宅の提供等

大規模な災害時には、公営住宅の活用や、民間賃貸住宅の借り上げなどにより、住宅を失った被災者に応急住宅を提供します。賃貸型住宅が不足する場合は、必要に応じて仮設住宅を建設します。

また、半壊等の住宅の応急修理等を支援します。

### ◆災害廃棄物処理

大量の災害廃棄物が発生した場合は、仮置場を設置してがれきや被災した家財等を受け入れ、一時集積を行います。

### ◆災害ボランティアセンターの開設

大規模な災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの募集・受付、ボランティアニーズの受付、ボランティアの調整、派遣等を行います。

（右写真：令和元年台風災害での町内災害ボランティア活動の様子）

## 5　災害復旧・復興対策（災害からの回復）

被災者の一日も早い生活再建のため、支援金の支給、資金の貸付、雇用の確保、税金や公共料金の特例措置等を行います。また、被災した中小企業者、農林漁業者等に、復旧に必要な資金の融資等を行います。

また、被災した公共施設やインフラ施設等を速やかに復旧するため、国の財政支援を受けて災害復旧事業を実施します。

さらに、大規模災害の場合で、必要があると認める場合は、多古町復興本部を設置し、被災者や有識者の参画と協働の下、復興計画を策定します。

復興計画では、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の分野ごとに復興施策を立案し、様々な復興整備事業を実施します。